

次に汚物処理場費であるが、常態費として百万円計上してあるが、これで出来るか出来ないかが問題になったが、町長も一時も早く故障を見出した后、大修理をしないと云うことで委員会では諒承した。以上厚生委員会担当の議案について原案を承認した次第である。

一 町主番(田村祐一) 多戸橋の下にある焼却場は、どのような方法でやっているのか、現在の焼却場は、能力を増さなければならぬと思うが、その場合どの位の費用が必要か、又運搬車、三輪車等でやることについて考慮されているか。

一 町長(秋山誠一) 現在のようにリヤカーでやっているのは時代遅れに見えるので、他所村がどのような方法でやっているか、民生課長に調査させた、これを一挙に請負制度にし、在話のやける方法と云ったが、今の所この近辺では請負の例がなく、全部町直営で、方法はリヤカーでやっている料金は取っていない所もあるが、取っている所もある、又他所では三人の従業員がやっております。

三 輪車の方は考案をもっているが、まだはつきり計画が立たない。次に焼却場の件であるが、今田村組と共同でやっているが、町の方についてはたゞでやると云う約束であったが、今ストップの状態になっている。田村組で大きな施設にするから町から五、六万円の補助を出してもらいたいと云うこともあったが、あれは田村組のものであるから、町の方でどうしてすることもできないので、町でやる場合の調査をしている。

一 町主番(田村祐一) 一部事務組合となっている福生伝染病院の経営状況について伺いたい。

一 町長(秋山誠一) 最近では伝染病が少なくなり、専門の医師を置くには歳算がつかないので、福生病院としてはその病棟を一部消毒し、他の患者を入れて、伝染病が発生した場合に空けることになっている。経費については、三町で三、五万円出しているが、足りない分については病院の方でやってもらうことになっている。

一才士番(山下幸三) 児童福祉費の委託料の関係で東福保育園の設備等について具体的にしめしてもらえないか。

一町長(秋山誠一) 総経費から保育料を差引いた十分の一位の経費は他町村に於いては出しているようであるがたゞ経営内容がわからないのでもう少し検討してゆきたい。

一才士番(山下幸三) 建民費について各自治団体では体育協会が出来てありこれに補助金を出してやっているようであるが、体育協会を造る考をもっているか。

一町長(秋山誠一) 従来からこの町にも協会があるようであるが活潑に活動できるようになればよいと考へる。

一才四番(瀬古清蔵) 衛生面で塵芥、及び汚水処理についてはこれは一日もゆるがせに出来ない問題である。

予算を百万円計上したそのこつしを伺いたい。

一町長(秋山誠一) 汚物処理場については都から係官が来た時は中を攪拌しなければならぬと云ふことであつた。又かすがとけるよりも投入

量が多いので間に合はない状態であるので今入っている汚物を全部出して攪拌機が廻るようにしたいと考へ、はっきりした設計をもちまして更に委員会に於いて検討し進めてゆきたいと考へております。完全に

するため百万円計上した次第である。

一才四番(瀬古清蔵) 処理場の処理能力は現在五〇石と聞いているが一五〇石も投入している。後は業者まかせである。わづか予算は百万円であり、町長、助役、及び担当課長から、具体的な考を伺いたい。

一助役(川窪金吉) 予算百万円については基礎として計上したもので今後起債の面又は更正予算に於いても考慮しなければならぬと考へている。又あの処理場が有効に使われるのは、五〇石のものであるので投入を制限しなければならぬ、追加予算又は起債の面により水洗と一般と区別したものをもってゆきたいと考へる。

一民生課長(橋本孝蔵) これは、どこでも頭をなやましている問題であり今までは、畠や農家にやっていたがこれが出来なくなつてしまつたので、国に

於いても昨年度より取上げられるようになった。都市であるならば下水道で処理すべき問題であり、これがあべこべになつてしまつてゐる。方法としては、町長、助役の説明の通りであるが、衛生的にみ

ては重大な問題である。方法としては申上げた通りであります。

一才四番(瀬古清蔵) 私が質問した本質をさらされてゐるよう思われ、現実の問題に直面してゐるにもかゝらず、これから研究するんだと云ふ、今河原に捨ててゐるのをどうするか、これは出来るまで防ぎきれない問題である、現実の問題をどう処理するか伺いたい。

一才五番(森田長一) 厚生委員会に於いてもこれに常に心配をしてゐる。問題であります。が誤解されては困るがあの処理場の使用については福生町のみと云ふことであつたが、八王子とか青梅の分のようなものが授けられてゐるようである。現在の処理場の改修が長期にわたるときはやまをかうとか委員会でも研究してゐる。

一才六番(田村祐一) 汚物処理場については重大な問題であるが、業者自体に於いても考へなければならぬと思ふ、本件については研究

事項として議事を進行されたい。

一才四番(瀬古清蔵) 塵芥処理場の敷地は町有となつてゐるが田村建設との関係を伺いたい。

一町長(秋山誠一) 土地は町有の部分だけ、田村建設の部分かどれだけが調べて報告する。

一才四番(瀬古清蔵) 境界がないのか。

一町長(秋山誠一) ない。

一才四番(瀬古清蔵) 境界がないとは不面目だ。

一議(田村利一) 社会及労働施設費並に保健衛生費の事項について異議ありませんか。

異議なし

一議長(田村利一) 昭和三十三年年度福生町歳入歳出予算(案)については原案通り決定すること、異議ありませんか。

異議なし

一議長(田村利一) 昭和三十三年度福生町歳入歳出予算案については異議ないものと認め原案通り決定します。

一議長(田村利一) ここで十分回休憩したいが異議ないか。
異議なし

一議長(田村利一) 異議ないので休憩する。

休憩 午後四時三十分より午後四時四十分

一議長(田村利一) 再開いたします。

日程 才五 昭和三十三年度福生町上水道特別会計

歳入歳出予算

全 才六 昭和三十三年度福生町上水道特別会計

歳入歳出予算流用について

全 才七 昭和三十三年度福生町上水道特別会計

歳計現金並に蓄積金預入金融機関について

全 才八

昭和三十三年度福生町上水道特別会計
一時借入金について

一議長(田村利一) 議案才一〇号から才一三号を上程します。

一議長(田村利一) 本件については、学生委員会に於て審議しているので

学生委員長より審議過程について報告願いたい。

一学生課長(森田昆一) 議案才一〇号から才一三号については、去る三月二

四日の学生委員会に於いて慎重に審議され原案を認め次第である。

一議長(田村利一) 本件について異議ありませんか。

異議なし

一議長(田村利一) 議案才十号から才十三号までは異議ないものと認め

原案通り決定します。

日程 才九 昭和三十三年度福生町国民健康保険特

別会計歳入歳出予算

全 才十

昭和三十三年度福生町国民健康保険
特別会計歳入歳出予算流用について

(議案 才一五号)

(議案 才一四号)

全 才十一

昭和三十三年度福生町国民健康保険特

別会計歳計現金並に蓄積金預入金融（議案才一六号）
採用について

全 才十二

昭和三十三年度福生町国民健康保険特

（議案才一七号）

別会計一時借入金について

一議長（田村利一）議案才一四号から才一七号までを上程いたします。

一議長（田村利一）厚生委員長から審議過程について報告されたい。

一厚生委員長（森田亮一）本件については、国保の運営協議会を得て提案されたが、運営協議会長からその運営状況は、上々である旨説明があったので審議の結果、厚生委員会では原案を認めた次第である。

一才十一番（山下幸三）国保の運営状況については、立派な成績であるので今后共努力してもらいたい。

一議長（田村利一）本件について、異議ありませんか。

異議なし

一議長（田村利一）議案才十四号から才十七号については異議ないものと認め原案通

り決定します。

日程 才十三

昭和三十三年度福生町公益質屋特別会

（議案才一八号）

計歳入歳出予算

全 才十四

昭和三十三年度福生町公益質屋特別

（全 才一九号）

会計歳入歳出予算流用について

全 才十五

昭和三十三年度福生町公益質屋特別

（全 才二〇号）

会計歳計現金並に蓄積金預入金融

採用について

全 才十六

昭和三十三年度福生町公益質屋歳入

（全 才二一号）

歳出予算一時借入金について

一議長（田村利一）議案才一八号から才二一号までを上程します。

一議長（田村利一）本件については、厚生委員長より報告されたい。

一厚生委員長（森田亮一）公益質屋や会計については去る三月二十四日の厚生委員
員会に於いて慎重に審議した結果原案を認めた次第である。

一議長（田村利一）本件について異議ありませんか。

異議なし

一議長(田村利一) 議案ヤ一八号からヤ二一号までについては異議ないものと認め原案通り 決定します

日程 ヤ十七 昭和三十三年度福生町々管と場特別会 (議案ヤ二二号)

計入歳出予算

全 ヤ十八 昭和三十三年度福生町々管と場特別会 (全 ヤ二三号)

計入歳出予算流用について

全 ヤ十九 昭和三十三年度福生町々管と場特別会 (全 ヤ二四号)

計入歳計現金並に蓄積金預入金融機関について

全 ヤ二十 昭和三十三年度福生町々管と場特別会計 (全 ヤ二五号)

一時借入金について

一議長(田村利一) 議案ヤ二二号からヤ二五号までを上程いたします。

二と場委員長(田村利一) 本件については、と場運営委員会に於いて審議の結果

原案を認めた次第である。

一ヤ三十一(當)田村利一、現在のと場件数からみて今年度間どれ位の増減が出来るか

二町長(秋山誠一) 現在の規模から考之ると年間約二百万円位の利益

金が出ると考之る。

一議長(田村利一) 本件について、異議ありませんか。

異議 なし

一議長(田村利一) それでは議案ヤ二二号からヤ二五号までについては

異議ないものと認め原案通り決定します。

日程 ヤ三十一 昭和三十三年度福生町歳入歳出追加更

正予算

(議案ヤ三四号)

一議長(田村利一) 本件を上程します。

一議長(田村利一) 期続を省略し要矣を説明することゝ異議ありませんか。

んか。

異議 なし

一議長(田村利一) 異議ないと認め期続を省略し説明いたします。

一町長(秋山誠一) 議案ヤ三四号は昭和三十三年度の追加更正予算の閉

係でこれが最終のものであります。

歳入については、はつきりしたもののについては全部計上した、歳出については一部協議会の議を得て支出したものである。

今回の追加更正予算は、一三、五三六、四六〇円で、総額一〇、九三七、五〇〇円と相なります。

オ一款町税については一三七、二〇六〇円の増となり、主なものは町民税と蓄税、犬税等であります。次にオ二款の国有提供施設等所在市町村助成交付金は、謂はゆる基地の交付金でありまして、八七、八九〇〇円が交付になります。次に交付税の関係につきましては、普通交付税一六、一〇〇〇円、特別交付税一、三四五、〇〇〇円が交付になります。国庫支出金については、児童福祉法の関係が九万円、日雇保険の事務費については、八、〇〇〇円交付になります。新支出金の関係については、引揚者給付金事務費として四二、〇〇〇円及び京王競輪収益市町村交付金一六、五三〇、〇〇〇円計一六、五三〇、〇〇〇円が交付になります。

合計一三、五三六、四六〇円、追加更正予算額は一三、五三六、四六〇円、総額一〇、九三七、五〇〇円

三七、五〇〇円となります。次に歳出の関係については、町議会費三七、三六〇〇円の増であり、主なものはベース改訂による期末手当の増及び議員の費用弁償その他需用費の関係であります。役場費については、九八、一〇〇〇〇円の増で、主なものは臨時傭人の賃金の増その他需用費の関係であります。

消防費については、今回消防団員が靴を購入いたしましたので、その補助金の関係であります。

土木費については、一〇、五四〇〇円で、一部款内で組替えをしたものであります。次に教育費の関係については、各小学校児童の教室暖防用燃料費等の増額の関係であります。

新営改築費については、オ三小学校の建築工事の関係で、前二、三〇〇万円を計上しておいたが、これの追加予算の関係であります。尚、この中に水道の関係が十万円を見込んであります。次に社会及労働施設費一六万円の増は、東福保育園の保育委託料の関係で、歳入国庫負担金との関係であります。これが九万円及び社会福祉費の

関係で七万円の増であります。

係連衛生費の関係については、薬品費が七、〇〇〇円不足しているのと、塵芥処理費の関係で最初傭人が二人であったが一人増えたのでその関係の増額分であります。

健民費については、これは組替之の関係であります。

財産管理費、七、一、四、三、〇〇〇円の増は、町営住宅の国有土地借上料及び分校を増築するに約三、〇〇〇坪の土地を売却し、そこを建てるのでその関係と旧と場の売收费であります。次に基本財産造成費、これは茅二小学校の増築を、昭和三十三年度でやるのでこの積立金であります。諸支出金、七、三、八、〇〇〇円の増は、税務課の嘱託手当及び固定資産の調査のための臨時傭の賃金と、と場を南業するとき営業許可をもらう場合修理箇所を指摘されたので、それをなすため五、〇〇〇万をと場合会計之繰出すものであります。合計いたしましたして、一、三、五、三、六、四、六、〇〇〇円となり前回と合はせ総額は一、〇、九、三、七、五、一、〇〇〇円となります。審議の上決定をいたさうと思います。

一、オ、主、番（田村祐一） 児童福祉費の関係で都の対象となっているのはどの位か
一、民生課長（橋本孝哉） 九六名 一、〇〇件である。

一、オ、主、番（田村祐一） 基本財産造成費と云う目新しい費目がで、いるがその費目の関係について説明願いたい。

一、町長（秋山誠一） 費目については四つばかりあるが、その中一番はつきりしたものを取りあげた。

一、議長（田村利一） 議案オ、三四号について異議ありませんか。

異議なし

一、議長（田村利一） 異議ないものと認め原案通り決定します。

一、議長（田村利一） 日程オ、二三を次のように変更し順次繰下げること、して差しつかえないか。

日程 オ、二三 基本財産の積立について （議案オ、三九号）

異議なし

一、議長（田村利一） 異議ないので日程オ、二六を日程オ、二三に繰上げ日程二三以下を順次繰下げることとする。

日程 才二十三

特別基本財産設置について

(議案 才三五号)

日程 才二十三

基本財産積立について

(今 才三九号)

一 議長(田村利一)

議案 才三五号及び議案 才三九号を上程します。

一 書記(上野重勝)

朗 続

一 町長(秋山誠一)

提案理由を説明する。

一 議長(田村利一)

議案 才三五号及び議案 才三九号について異議ありませんか。

異議 なし

一 議長(田村利一)

異議ないものと認め原案通り決定します。

日程 才二十四

昭和三十一年度福生町国民健康保険

(議案 才三六号)

特別会計歳入歳出追加更正予算(才一回)

一 議長(田村利一)

本件を上程します。

一 議長(田村利一)

朗続は省略して差つかえないか。

異議 なし

一 議長(田村利一)

異議ないものと認め朗続を省略いたします。

一 町長(秋山誠一)

昭和三十一年度国民健康保険特別会計歳入歳出追加更正予算(案)を説明する。

加更正予算(案)を説明する。

一 議長(田村利一)

議案 才三六号について異議ありませんか。

異議 なし

一 議長(田村利一)

異議ないものと認め原案通り決定します。

日程 才二五

昭和三十一年度福生町公益質屋特別会

(議案 才三七号)

計歳入歳出追加更正予算(才一回)

一 議長(田村利一)

本件を上程します。

一 議長(田村利一)

朗続は省略して差つかえないか。

異議 なし

一 議長(田村利一)

異議ないので朗続を省略する。

一 町長(秋山誠一)

昭和三十一年度福生町公益質屋特別会計歳入歳出追加更正予算(案)を説明する。

一議長(田村利一) 議案オ三七号について異議ありませんか。

異議なし

一議長(田村利一) 異議ないものと認め原案通り決定します。

日程オ二六

昭和三三年度福生町々管と場特別会計歳入歳出追加更正予算(オ二四)

入歳出追加更正予算(オ二四)

(議案オ三八号)

一議長(田村利一) 本件を上程します。

一議長(田村利一) 継続を省略して差つか之ありませんか。

異議なし

一町長(秋山誠一) 昭和三三年度福生町々管と蓄場特別会計歳入歳出追加更正予算(案)を説明する。

一議長(田村利一) 議案オ三八号について異議ありませんか。

一議長(田村利一) 異議ないものと認め原案通り決定します。

異議なし

一議長(田村利一) 署名議員選挙

一議長(田村利一) 署名議員の選挙は議長の指名推薦で異議ないか。

一議長(田村利一) 異議ないものと認め原案通り決定します。

異議なし

一議長(田村利一) 異議ないものと認め原案通り決定します。

全会一致署名議員と決定する。

オ十九番

飯野富十郎

オ二十番

森田 茂一

オ二十一番

田村 祐一

一議長(田村利一) 午後六時閉会いたします。

右会議の次第を記録し相違ないことを証するためこゝに署名する

昭和三十三年三月二十七日

福生町議会

議長 田村利一

議員 飯野富十郎

議員 森田茂一

議員

田村祐一

